

第2節 警戒活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 気象観測情報の収集伝達 雨量、河川・ため池水位等 2 水防警報、洪水予報、土砂災害警戒情報等の運用 3 津波警戒活動	各課・室共通

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 気象観測情報の収集伝達

市は、府、近畿地方整備局と連携して正確な気象情報（雨量、河川・ため池水位等）を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとるとともに、相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

第3 水防警報及び洪水予報等

水防警報は、知事が指定する河川（市域においては槇尾川）に、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、知事（鳳土木事務所長）から発表される。

また、洪水予報は、知事が指定する河川（市域においては、大津川・槇尾川、牛滝川）に、洪水のおそれがあると認められるときに、市等に通知される情報で、府と気象庁と共同してその状況が発表される。

それらの内容は大阪府水防計画の定めるところによる。

第4 水防活動

市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 水防の責任

（1）水防管理者（市長）の責任

水防管理者（市長）は、市内の河川、水路の巡視を行い、洪水又は堤防の決壊のおそれがあるときは府水防本部、鳳土木事務所に通知する。

（2）重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。

ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等

イ 堤防からの溢水状況

ウ 樋門の水漏れ

エ 橋梁等構造物の異常

オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等

（3）水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

（4）防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

（5）必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

（6）ため池管理者の責任

ため池の管理者は、洪水やえん堤の決壊等により水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮の下に監視、通報その他必要な措置をとらなければならない。

2 水防を要する区域

水防管理者が所管する水防区域は、市内全域である。

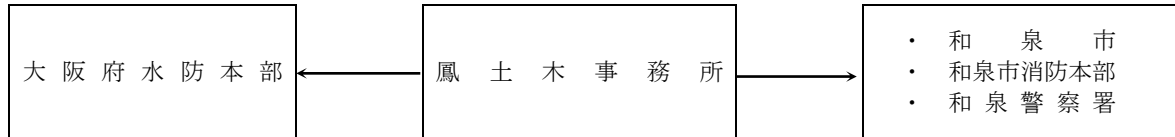
市内にある要水防河川及び要水防ため池は資料編に掲載のとおりである。

3 予警報とその措置

(1) 河川

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防長等に出動を要請する。

水防警報等の伝達経路は次のとおりである。



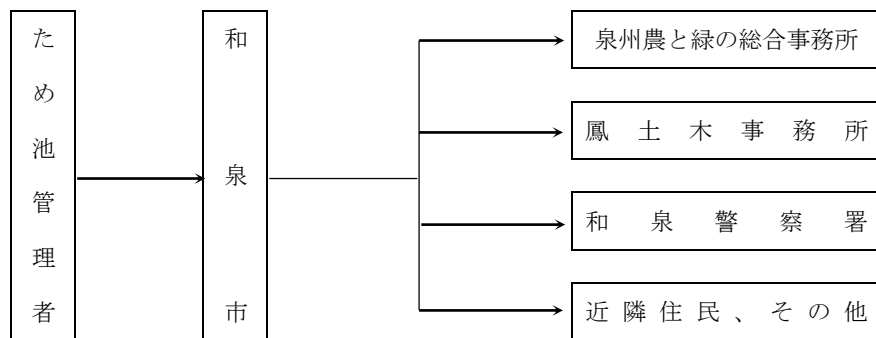
(2) ため池

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防長等に出動を要請する。

ア ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めたときは、直ちに市長に通報しなければならない。

イ 市長は、前号の通報を受けたときは、直ちに泉州農と緑の総合事務所に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。なお、必要に応じ鳳土木事務所、和泉警察署に通報する。

ウ 通報系統



4 非常警戒

(1) 河川

消防長等は、水防管理者（市長）から出動準備の通知を受けたときは、警戒を厳重にするとともに、危険箇所を発見したときは直ちに水防管理者（市長）に報告し水防作業を開始する。

(2) ため池

ため池管理者は、前記に準じ水防上危険箇所を発見したときは水防管理者（市長）に連絡して必要な措置をとる。

5 配置と出動

(1) 警戒並びに非常配置

ア 水防管理者（市長）は、洪水警報、水防警報等に基づき小規模災害における応急対策体制及び災害対策本部体制による職員の配備を行う。

イ 水防管理者（市長）は、気象予警報の受報その他必要と認めるときは、消防団長に対し消防団員の配備を要請する。

消防団長は要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、消防団員に配置を指示する。

(2) 出動及び輸送

ア 待機及び巡視

榎尾川、その他の河川において量水標の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあると認めるとき、又はため池管理者から水防上危険箇所発見の連絡があったときは、水防管理者（市長）は消防長等に所轄職員の待機及び巡視を行うよう指示する。

イ 出動

水防警報が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したときは、水防管理者（市長）は消防長等に所轄職員を出動させるよう指示するとともに、府水防本部現地指導班（鳳土木事務所）に報告する。

ウ 応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があるときは、警察官又は他市の水防職員に応援の要請を行うほか住民等に協力を求める。

6 水防作業

(1) 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、立入を禁じ、若しくは制限する。

(2) 水防工法

水防作業は大阪府水防計画に定める工法により実施する。

第5 土砂災害警戒活動

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

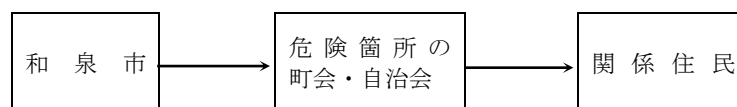
1 土砂災害危険箇所等の把握

市は府と協力して、土砂災害危険箇所等のパトロール等を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、竹木等の傾倒及び危険雨量等について、的確に把握するとともに住民に向け周知を行う。

2 情報連絡及び伝達

市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに、危険箇所の状況を的確に把握するため情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備を図る。

(1) 危険地区における伝達系統



(2) 伝達情報の内容

ア 危険箇所及びその周辺の降雨量

イ 斜面の地表水、湧水、亀裂状況

ウ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況

エ 人家等建物の損壊状況

オ 住民及び滞留者数

(3) 雨量計の設置及び観測

市長は、雨量計により、必要な雨量を観測する。

管内に設置されている土石流雨量監視局・観測局は資料編に掲載のとおりである。

3 警戒活動の基準

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

(1) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

ア 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準超過時

イ 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報発表時

(2) 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

(1) を参考に警戒活動を開始する。

4 警戒活動の内容

(1) 第1次警戒体制

ア 市は、各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

イ 市は、消防団等の活動を要請する。

ウ 市は、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

エ 市は、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

(2) 第2次警戒体制

ア 市は、適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。

5 斜面判定制度の活用

府及び市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

6 情報交換の徹底

府及び関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

第6 異常現象発見時の通報

1 災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに市又は警察に通報しなければならない。

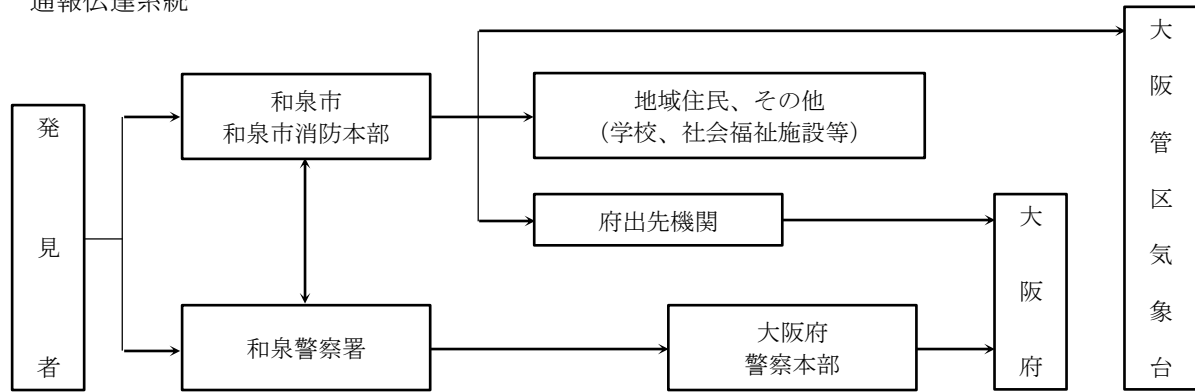
2 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察は、速やかに市に通報しなければならない。

3 通報を受けた市は、必要に応じて、大阪管区气象台・鳳土木事務所等に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

4 異常現象の特徴

水害 (河川、ため池等)		○ 堤防の亀裂又は欠け・崩れ ○ 堤防からの溢水 ○ 堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土 砂 災 害	①土 石 流	○ 山鳴り ○ 降雨時の川の水位の低下 ○ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	②地すべり	○ 地面のひび割れ ○ 沢や井戸水の濁り ○ 斜面からの水の吹き出し など
	③がけ崩れ	○ わき水の濁り ○ がけの亀裂 ○ 小石の落下 など
	④山地災害	○ わき水の量の変化（増加又は枯渇） ○ 山の斜面を水が走る など

5 通報伝達系統



第7 津波警戒活動

1 大津波警報・津波警報・注意報等の確認

市は海岸に面していないものの、一部地域が浸水想定区域に含まれることや沿岸市町との連携協力が必要となることから、強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波に関する次の情報をテレビ、ラジオ等により把握する。

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

注1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。

2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。

6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

7 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の

心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

- 8 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

イ 津波予報

	発表される場合	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波情報・注意報の種類の表に記載)を発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報 (注1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報 (注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推測される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

津波情報の留意事項等

- i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- iii) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- iv) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

2 避難対策の検討

市は、大阪府沿岸に大津波警報が発表されたとき、又は強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、葛の葉町三丁目の一部区域に対して、避難指示の発令を検討するとともに、沿岸市町との連絡体制を確保し、津波避難者受入れ体制の整備を検討する。

資料編	○ 2－4 管内雨量観測所一覧
	○ 2－5 管内ため池水位観測所一覧
	○ 2－6 管内河川水位観測施設
	○ 2－7 管内土石流雨量監視局・観測局
	○ 2－15 避難場所一覧
	○ 2－24 一般防災関係重要水防区域
	○ 2－25 ため池の現況
	○ 2－26 土石流危険溪流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧
	○ 2－27 急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧
	○ 2－28 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧
	○ 2－29 地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧